

以上で答弁とさせていただきます。

議

長 以上で、14番議員、石井勲君の一般質問を終わります。
引き続き、通告9番、2番議員、田中正彦君。
暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

議

長 暫時休憩を解いて再開します。

2 番 通告9番、2番議員の田中正彦です。
通告に従いまして、公園行政の今後の方向性についてお尋ねします。
私の問題意識を御理解いただくために、なぜこのような質問を投げかけたか、その背景説明から始めさせていただきます。
いつでしたか、月日は失念しましたが、NHKのドキュメンタリーで、公園について2つの番組を見ました。
一本は、公園のあちこちに禁止事項の張り紙がいっぱい掲示されていて、子供たちが好きなボール遊びができない公園の実態を紹介する番組でありました。その中で、子供たちが何とかしてほしいと大人に知恵を借りて区議会に改善の陳情書を提出、改善要望が通り、公園の周囲をネットで囲ってもらいボール遊びができるようになった内容でありました。
今、全国の公園が、禁止事項の張り紙だらけで使われなくなった公園が増えていると、そういう問題提起をした番組でありました。
もう一本が、豊島区南池袋公園を改造し、新しい公園に生まれ変わり、平日の休憩時間はビジネスマンやOLに休憩スポットとして使われ、休日は若い家族連れでにぎわっているという内容でありました。「パークマネジメント」という新しい公園づくりの概念の導入の成功事例として、今、話題の公園として紹介されておりました。いずれも、公園のありていについて問題提起する番組でした。
翻って、我が大井町の公園はどうなっているのかが気になり、担当部署からリストを頂き、大井町の公園とそれに類する幾つかの施設を点検させていただきました。
点検したところ、単なる空き地かというような施設になっているところも

ありました。あわせて、公園について少し調べ研究もしてみました。そもそも公園の分類、種類はどうなっていて、その役割、機能とは何ぞやについて勉強してみました。そもそも論で申さば、私は公園とは住みよい魅力あるまちづくりの一角を成すキーファクターの1つであると考えております。

そこで、おいきらめきプラン第5次総合計画を読み直し、公園についてどう計画されているのかを点検いたしました。公園、緑地の項で、子供から高齢者まで幅広く利用できる既設公園の再整備を地域住民と協力しながら推進していくとありました。

また、第6次総合計画を策定するに当たり、実施された町民アンケート結果はどうなっているのかを点検いたしました。3月の全協の際に配付されたアンケートです。それを読み、町民の公園に対する意識や要望を確認いたしました。町民アンケートでは重要度が高く満足度が低い施策として、公園、緑地の整備、有効活用が挙げられており、最優先で改善すべき施設と理解いたしました。

また、平成29年に都市公園法の一部が改正され、公園をより柔軟かつ多面的に活用できるようになり、実際に公園の新しいスタイルを模索する動きが日本の各地で起きている。

そこで、大井町における、今後の公園行政について幾つかお尋ねします。

まず1つ目、第5次総合計画、第4次実施計画の施策にある、公園の整備、管理、活用において、3つの事業を掲げておられますが、今までの進捗状況と事業の成果と反省はどうであったのか。

2つ目、政策課題のPDCAサイクル化による成果と反省を踏まえ、今後、先の3項目を次期総合計画における実施計画の中でどう位置づけていくのか。

また町民アンケートの中で、子供の遊び場としての公園が欲しい等の要望が多数出されておりましたが、どう応えていこうとしているのか。

3つ目、町が管理している公園が11か所あります。そのありていは住民ニーズや要望とかけ離れた状況であると、どのような考えを持って公園を整備されたのか、そのときのコンセプトは何なのか。

4つ目、平成29年に都市緑地法と都市公園法の一部が改正されました。地方自治体の裁量幅が広がった。そのことと、町が進める今後の公園づくりに

どう関わってくるのかお尋ねします。

最後に、最近の公園づくりを見ると、新しい考え方を導入する自治体が増えているんです。例えば、沼津市のようにパークマネジメント手法を取り入れて既存公園を再整備する自治体が増えています。大井町にその考え方があるのか尋ねします。

以上、登壇としての質問とさせていただきます。

町長 通告9番、田中正彦君の質問に答弁させていただきます。

「1、第5次総合計画、第4次実施計画の施策にある公園の整備、管理、活用において3つの事業を掲げているが、今までの進捗状況と事業の成果、反省について」との御質問ですが、まず1つ目の「酒匂川散策路・せせらぎづくり事業」についてですが、せせらぎ水路・散策路を始め、駐車場やトイレ等の施設管理に努めるとともに、周辺に連担する優良な農地や自然豊かな景観、ひょうたん池や菖蒲園、水辺の広場、酒匂川堤防道路等の地域資源を活用し、自然観察会やウォーキング、農業体験などのイベントを開催し町内外からの来訪者の増加につなげてきたところです。

2つ目の、「おらが地域の公園づくり事業」につきましては、比較的利用者の少ない既存公園を対象に地域自治会等と協議を行い、地元で愛される公園づくりを目的に事業を推進しております。

具体には、平成15年度上大井駅前公園の管理について町と上大井自治会が協議を行い、平成16年3月に管理協定を締結いたしました。同様に、金手児童公園については平成22年4月に金手自治会と、金子児童公園については平成27年4月に市場自治会とそれぞれ管理協定を締結し、管理をお願いしているところでございます。

協定内容については、町は公園の利用に関する裁量を自治会に委ねる、町は構造物の維持管理と植栽のうち、樹木の剪定、病虫害の防除を実施する、自治会は公園の利用に関する裁量を有する、自治会は公園内の植栽管理、除草、清掃を実施する、などとなっております。これにより公園の良好な維持管理が図れているものと認識しているところでございます。

町といたしましては、地域自治会等との協働による公園管理を推進することにより、地域住民の交流促進、公園に対する関心を高め、公園利用者の増

加につなげたいと考えています。今後も3か所の公園につきましては、管理協定を継続するとともに他の公園につきましても、町民に親しまれる公園へ再生する取組を研究する必要があると考えております。

3つ目の、「(仮称)大井中央公園整備事業」につきましては、平成26年度は基本計画を策定業務とし、現状把握、敷地分析、ゾーニング計画等を策定し、基本計画図を作成いたしました。平成27年度は基本計画の事前作業といたしまして、公募により集まっていただきました7人のメンバーからなるワークショップを開催し、公園に必要な機能、施設、配置等について、年代別の利用者目線で町民の意見を集約いたしました。平成28年度は、この意見集約結果を反映した公園基本設計を行い、平成30年度は、実施設計を行ったところでございます。また、公共施設管理者負担金につきましては、土地区画整理事業の工事の進捗状況に合わせて、平成29年度、平成30年度、令和元年度の3か年で支払いを行ったところでございます。

一方、公園設備工事につきましては、令和2年度から令和3年度の2か年で実施するところでございます。このため、公園整備工事の完成につきましては、当初、令和2年度を予定していましたが、1年遅れの令和3年度末へと変更したところでございます。

次に「2、公園政策課題のPDCAサイクル化による成果、反省を踏まえ、今後、上記3事業を次期総合計画における実施計画の中ではどのように位置づけるのか。また、子供の遊び場としての公園が欲しいなどの要望が多数出されていたが、どう応えようとしているのか」との御質問ですが、「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業」につきましては、イベントの開催による町外からの来訪者だけでなく、子供から高齢者まで幅広い町民の皆様に自然観察や健康づくり等のフィールドとして、日常生活の中で親しんでいただける空間として、創出していきたいと考えております。また関係施設の維持管理の官民連携により推進できる仕組みづくりについても検討を進める必要があると考えています。

「おらが地域の公園づくり事業」につきましては、引き続き、上大井駅前、金手児童公園、金子児童公園の3か所につきましても、管理協定を継続するとともに、ほかの公園への管理協定の導入についてもさらに研究が必要と考え

ています。

また、「子供の遊び場として公園が欲しいなどの要望が多数出されていたが、どう応えようとしているのか」につきましては、（仮称）大井中央公園が要望に応えられる公園になるものと考えております。（仮称）大井中央公園については、子供のみならず、子供からお年寄りまでの幅広い年齢の方に使っていただける、「みんなが気軽にふれあえる公園」を目指し、公園整備を進めていくところでございます。

次に、「3、町が管理する公園が11か所ある。そのありていは住民ニーズや要望とかけ離れた状況である。どのような考え方を持って公園化したのか、そのコンセプトは」との御質問ですが、町内の公園、おおいグリーンタウン公園、西大井第一公園、西大井第二公園、湘光園開発公園、中屋敷公園、西大井第三公園につきましては、民間の開発行為によって整備された公園であり、完成後、施設の移管により、町に引き継がれた公園であります。このため、公園整備のコンセプトについて、町は関与してございません。したがって、開発行為の案件ごとにばらつきがあり、公園の面積もその開発区域の面積に応じた規模となり、設置される遊具等についても、開発業者の裁量によるものとなるため、必ずしも統一的な公園整備とは言えない状況でございます。

次に、「4、平成29年に、都市緑地法と都市公園法の改正があった。地方自治体の裁量幅が広がったが、そのことと町が進める今後の公園づくりにどう関わってくるのか」との御質問ですが、公園については、平成29年に都市公園法が改正され、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修などを一体的に行う者を公募により選定する公募設置管理制度が、P a r k - P F I が新たに設けられました。（仮称）大井中央公園整備につきましても、その導入について、専門のコンサルタントからヒアリングを行い、導入について研究したところでございます。

その結果、（仮称）大井中央公園につきましては、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置が、地区計画の用途要件に合致しないため、対応が難しいことから、その導入については慎重にならざるを

得ないと判断したところであります。引き続き、他の自治体の取組状況等を研究したいと考えております。

次に、「5、最近の公園づくりを見ると新しい考え方を導入する自治体が増えている。例えばパークマネジメント手法を取り入れて、既存公園を再整備する自治体が増えている。町にその考えはあるか」との御質問ですが、パークマネジメントとは、各公園の理念、基本計画、基本方針にのっとり、顧客である町民の利益を増進すること念頭に、管理運営の目標を明確にし、管理運営の在り方を戦略的に企画し、諸条件を踏まえた管理運営計画を立て、それを効果的、効率的に実践するとともに、実施計画を計画目標と比較、分析し、必要な軌道修正や対策を図ることと「公園管理ガイドブック」に定義されております。

一般的に、公園整備や運営、管理に対して課せられる課題としては、住民ニーズへの適切な対応、柔軟で魅力的な公園利活用、公園施設の延命などによる安全確保等が挙げられます。

町が整備、管理する都市公園等について、適切な整備方針、維持管理の在り方、公園運営の在り方について定め、誰もが安全で安心して利用できる公園を目指した公園経営戦略なるものがパークマネジメントとなります。

町の既存公園につきましては、近隣の町民の方が利用する大変小さな公園が多くあります。そのため、民間事業者が、既存公園の再整備という投資を行い、その資金を回収することは難しいと思われることから、指定管理者制度の導入が難しく、既存公園にパークマネジメントをそのまま当てはめることはなかなか難しいと判断しております。

このような状況でございますが、パークマネジメントは既存公園の再整備手法の選択肢の1つであるとともに、引き続き、他自治体の導入実績等を研究してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

- 2 番 この課題は、テーマは非常に幅広く、しかも深さのあるテーマであります。今後とも、この課題について、町と一緒に協議をしていきたいなというふうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議

長 以上で、2番議員、田中正彦君の一般質問を終わります。

これで一般質問が全て終了し、本日の議事日程を終了いたしました。

これをもちまして散会いたします。

なお、15時15分から302会議室において、広報広聴常任委員会広報分科会を開きますので、委員の方は移動願います。

お疲れさまでした。

(14時58分 散会)